

## 第4章 基本計画

### 第1節 基本方針

#### 1. 基本理念

私たち人類が進めてきた大量生産・大量消費型の経済社会活動は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、大量廃棄型社会として地球環境への負荷を増大させてきました。その結果、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇など、地球規模での環境問題を生じさせています。

私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継ぐ義務があります。

私たち1人1人がそのことを自覚し、地球環境への負荷を低減するために、ものを大切にす文化を育み、循環型社会の形成に向けて、取り組みを進めなければなりません。

宇治市では、次のとおり基本理念を定め、実現を目指します。

#### 基本理念

#### 「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」

\* 共生きょうせいの環わとは…

この計画では、“地球環境との調和”、“市民・事業者・行政による協働”、“次代への継承”などをイメージしており、“人と人のつながり”の中で、“循環型社会”を目指す姿を表現しています。

#### 2. 3つの基本方針

基本理念に基づき、3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進します。

##### (1) 市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進

ごみの減量化を進めるため、市民、事業者、行政が連携して、*Reduce*（発生抑制）、*Reuse*（再使用）、*Recycle*（再生利用）の3Rを推進し、環境への負荷が少ない循環型社会を構築します。

##### (2) 効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築

良質のサービスを効率的かつ安定的に供給するため、ごみ処理システムの充実に努めます。

##### (3) ごみの適正処理の推進

違法行為や不適正処理の防止、ごみの排出マナーの向上などに努め、秩序ある安全で快適な社会を目指します。

### 3. 市民、事業者、行政の責務

法令によって、国民（市民）、事業者、行政の責務が定められています。また、実際の地域社会においては、町内会・自治会などの市民団体が重要な役割を担っています。これらのことを基本に役割を分担し、連携を図りながら取り組みを推進します。

#### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

##### （国民の責務）

第二条の三 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

##### （事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 省略

3 省略

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

## 第2節 ごみ減量化目標

### 1. 目標の設定年度

ごみ減量化の目標設定年度については、平成30年度とします。なお、基準年度は最新データである平成19年度とします。

**目標年度：平成30年度（2018年度）**

**基準年度：平成19年度（2007年度）**

### 2. ごみ減量化目標値の設定

基本理念及び基本方針に基づき取り組みを進めていくために、ごみ減量化のチャレンジ目標値及びスローガンを下記のとおり設定します。

#### (1) ごみの発生抑制に関するチャレンジ目標

**家庭系ごみ（可燃ごみ及び不燃ごみ）**  
**：1人1日あたり平均排出量を8%削減**  
**事業系ごみ：1日あたり平均排出量を8%削減**

#### (2) ごみのリサイクルに関するチャレンジ目標

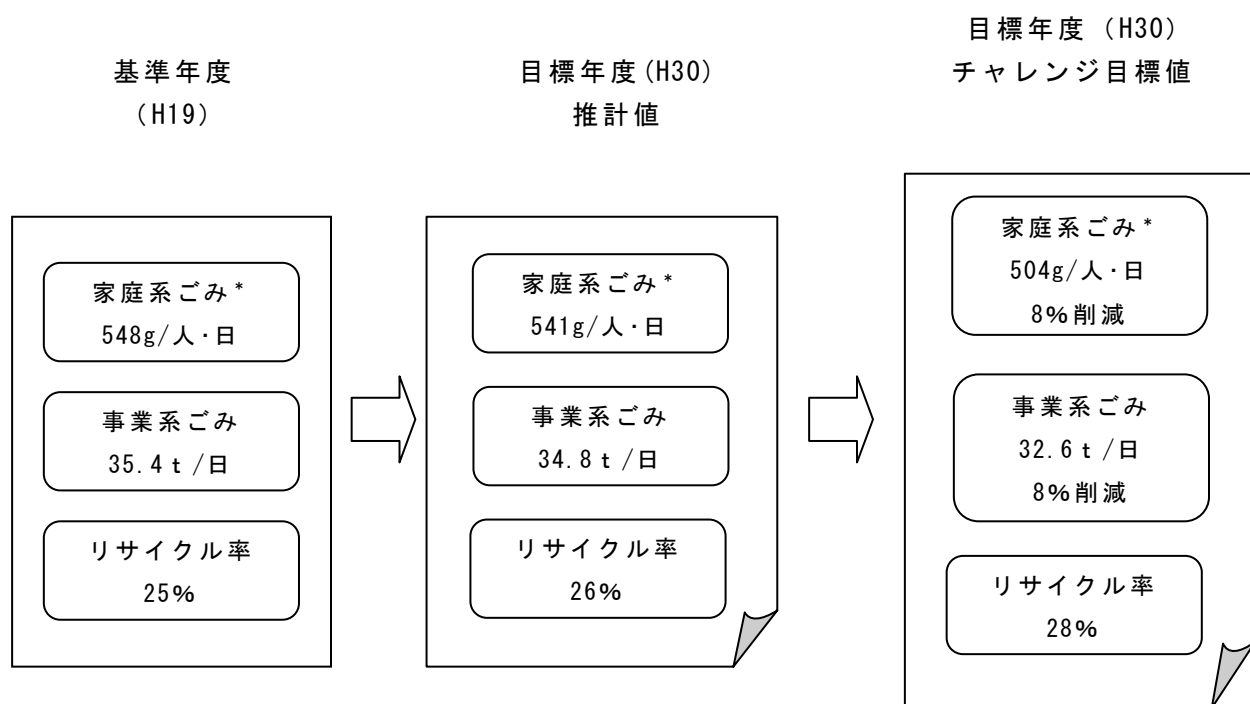
**リサイクル率 28%（集団回収を含む）**

#### (3) ごみ減量化のスローガン

**SAVE THE FUTURE, Challenge the “8”**

セーブ サ フューチャー チャレンジ シ エト  
\* SAVE THE FUTURE, Challenge the “8”とは…

SAVE THE FUTURE は、直訳すると「未来を守る」になりますが、地球環境を守る循環型社会への総合的な取り組みをイメージしています。Challenge the “8”は「8への挑戦」、即ち削減目標8%及びリサイクル目標28%の“8”を意味しています。また、“8”は、“共生の環”や∞（無限）を表し、循環型社会への取り組みが将来へと継続されること、かけがえのない地球環境が永遠に続くことへの願いを込めています。



注：\* は可燃ごみ及び不燃ごみの合計を指す

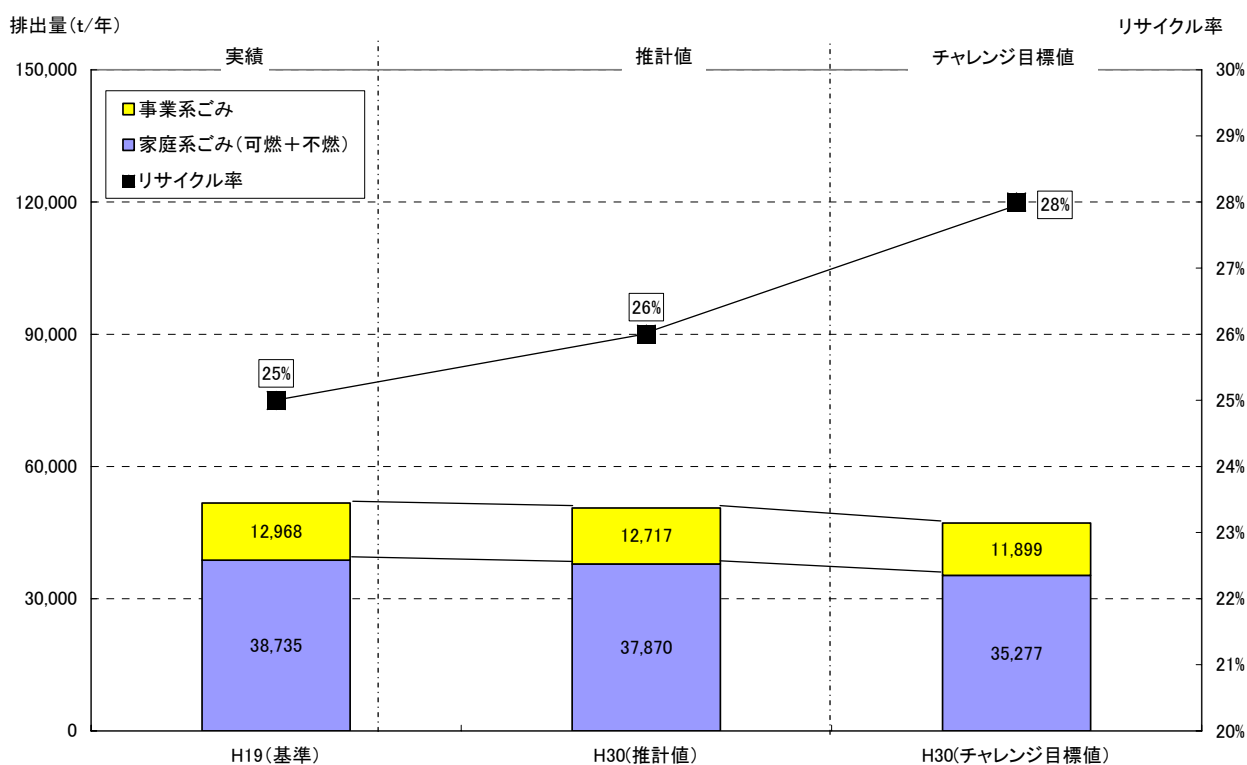


図 4-2-1 チャレンジ目標値と推計値の関係

## 第3節 行動計画

基本方針に基づき、市民、事業者、市が、それぞれ立場で実施すべき行動指針を以下に示します。

### 1. 市民

#### (1) グリーンコンシューマー活動

##### 1) <sup>モッタイナイ</sup>MOTTAINAIの実践

地球環境に対して尊敬の心（<sup>リスペクト</sup>Respect）を込めて、使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選び、必要以上のものを買わないように心がけます。

\*MOTTAINAI とは・・・

ノーベル平和賞を受賞したワングリ・マータイさんが日本語の「もったいない」に感銘を受け、世界共通のことばとして「MOTTAINAI」を提唱し、行動されています。よって、ここではあえてローマ字表記にしています。

##### 2) 過剰包装の自粛

買い物袋（マイバック）の持参をこころがけ、レジ袋の削減に努めます。また、包装のない商品を最優先し、次に簡素な包装の商品を求めるなど、簡易包装の定着に協力します。

#### (2) 生ごみの減量

食材購入や調理の方法を工夫し、食べ残しや調理の残菜を減らすとともに、生ごみの排出時には水分をよく切る習慣を身につけます。さらに、生ごみ処理機や堆肥化容器を積極的に活用し、生ごみの減量を図ります。

#### (3) ごみ排出時の分別の徹底

ごみの適正処理と資源化を促進するため、宇治市のルールに従って、排出するごみの分別を徹底します。

### 2. 事業者

#### (1) 事業系ごみの減量化

事業所では、目標を定めてごみの減量に取り組むとともに、自らの責任において資源化物のリサイクル及びごみの適正排出に努めます。

#### (2) 消費者の3R活動への支援

消費者の3R活動を支援するため、環境に配慮した商品の開発や品揃えに努めるとともに、販売店を利用した資源物の自主回収ルートの整備に努めます。

#### (3) 過剰包装の抑制

簡易包装の実施やレジ袋の削減に向けた取り組みを進めるとともに流通時の包装容器についても、再使用可能な容器の利用や梱包材の見直しなどを積極的に進めます。

#### (4) 適正処理困難物の事業者による自主回収

宇治市が定めた処理施設で適正に処理することが困難な耐久製品等については、事業者が自主回収に努めます。

### 3. 行政

#### (1) 連携の強化

庁内組織の連携を強化するとともに、町内会・自治会などの市民団体や事業者と協力して、市民の3R活動を支援する取り組みを検討します。

#### (2) ごみの減量等に関する啓発

ごみの発生抑制及びリサイクルへの関心を高めるとともに、適切な処理方法を普及させるため、市政だよりや市民カレンダー、ホームページ、イベント等を活用し、啓発及び情報提供に努めます。

#### (3) 環境教育の充実

循環型社会への関心を高めるため、保育所や小学校などを対象にした環境教育の充実を図ります。

#### (4) 市民サービスの充実

高齢化の進展などを踏まえ、市民サービスのあり方を検討し充実に努めます。

#### (5) 安定的かつ効率的なごみ処理システムの構築

市民の生活基盤であるごみ処理サービスが、安定的かつ効率的に供給できるシステムを構築するとともに、災害時に備えて、城南衛生管理組合や(財)宇治廃棄物処理公社などと連携し、円滑な処理体制づくりを進めます。

#### (6) 分別・リサイクル品目の拡大

リサイクル率の向上に向けて、法改正等によるリサイクル品目の追加に適切に対応するとともに、剪定枝等の新たな分別・リサイクル品目を検討します。

#### (7) 指定ごみ袋制の導入に関する検討

分別マナーの徹底や収集作業の安全確保、ごみ収集場所の美観向上、ごみ減量への意識付けなどの観点から、指定ごみ袋制の導入のあり方について、宇治市廃棄物減量等推進審議会において検討を進めます。

#### (8) 生ごみ処理機・堆肥化容器の普及促進

生ごみの減量と堆肥化によるリサイクルを促進するため、生ごみ処理機及び堆肥化容器の購入費の一部を助成します。

参考として生ごみ堆肥化容器等購入費補助事業の実績を **表4-3-1** に示します。

**表4-3-1 生ごみ堆肥化容器等購入費補助事業の実績**

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
コンポスト補助基数	4	17	10	12	20
ぼかし容器補助基数	4	6	0	1	6
電機式機器補助基数	87	147	140	113	86
合計補助基数	95	170	150	126	112
補助金額(円)	1,682,300	2,864,800	2,779,100	2,223,500	1,714,700

出典:宇治市の環境 平成20年版

(9) 古紙回収事業の推進

報償金制度により自治会等の地域団体による古紙及び古布の集団回収事業を支援し、リサイクルを推進します。

参考として古紙回収事業の実績を **表 4-3-2** に示します。

**表 4-3-2 古紙回収事業の実績**

項目		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実施団体	直営回収団体	118				
	民間回収団体	395	471	480	492	502
古紙回収量 (kg)	直営回収	796,835	464,648	332,140	335,710	240,410
	民間回収	5,826,412	9,657,521	10,401,719	10,781,079	10,814,411
	合計	6,623,247	10,122,169	10,733,859	11,116,789	11,054,821
古紙回収量 の伸び	対前年度比(%)	20.83	52.83	6.04	3.57	-0.56
	指数	100.00	152.83	162.06	167.85	166.91
報償金支払額 (円)		33,102,595	48,287,605	52,008,595	53,905,395	54,072,055
売却処理手数料(円)		476,800				
古紙回収経費 (円)		33,579,395	48,287,605	52,008,595	53,905,395	54,072,055

注) 指数は平成15年度を100とする。

出典: 宇治市の環境 平成20年版

(10) 事業系ごみの減量化及び適正処理の推進

事業系ごみの発生抑制及びリサイクルを促進するとともに城南衛生管理組合と連携し、展開検査等による排出指導に努めます。

(11) 不適正排出の防止

分別の徹底及び排出モラルの向上を図るため、ごみの不適正排出や不法投棄に対しては、不収集による指導の徹底を図るとともに自治会等と協力して啓発に努めます。

## 第4節 収集・運搬計画

### 1. 収集運搬の主体

市域から発生する家庭系ごみの収集・運搬については、適正処理困難物などを除き市が行い、事業系ごみについては、事業者の責任において処理を行うことを基本とします。

### 2. 分別区分及び収集方法等

平成20年度現在、市が収集するごみについては、表4-4-1のとおりとしており、毎年度、実施計画で定めます。

表4-4-1 分別収集品目一覧

ごみ種	区分	収集方法	排出方法	回収車両	回収頻度
もえるごみ		定点	袋	パッカー車	2回/週
もえないごみ	金属、プラスチック等	定点	袋	パッカー車	1回/週
	スプレー缶	定点	袋	パッカー車	1回/週
資源ごみ	缶	定点	袋	パッカー車	2回/月
	びん	定点	袋	ダンプ車	1回/2週
	ペットボトル	定点	袋	パッカー車	1回/2週
	発泡トレイ類	定点	袋	パッカー車	1回/2週
	紙パック	拠点回収	紐がけ	平ボディ車	1回/週
	乾電池	定点	袋	パッカー車	2回/週
もえないごみ	臨時ごみ	戸別	無指定	パッカー車	随時
有料事業所ごみ	事業系	戸別	袋	パッカー車	5回/週以内
古紙回収(集団回収を除く)	新聞・雑誌・段ボール	定点	紐がけ	平ボディ車	1回/月以上
犬・猫等の死骸		戸別	無指定	ダンプ車	随時
溝土		指定箇所	無指定	ダンプ車	随時
家電4品目	(義務外品)	戸別	無指定	ダンプ車	1回/月
廃棄パソコン	(メーカー不存在)	戸別	無指定	ダンプ車	1回/月

## 第5節 中間処理計画

中間処理を適切に行い、分別された資源ごみや金属類などの資源化を図るとともに、最終処分場への負荷を軽減するため、破碎や焼却及び灰溶融によって減容化及び安定化を図ります。

### 1. 中間処理施設

市域から排出されたごみ（一般廃棄物に限る）については、城南衛生管理組合で中間処理を行うことを基本とし、詳細は実施計画で定めます。

また、施設整備については、平成28年度には折居清掃工場が稼働して30年が経過するため、城南衛生管理組合及び構成市町と整備計画の検討を進めます。

### 2. 施設の概要

城南衛生管理組合の中間処理施設の概要について表4-5-1に示します。

表4-5-1 中間処理施設の概要

施設の名称	施設の種類	規模	処理方式	稼働年	運営主体	
城南衛生管理組合	折居清掃工場	焼却処理施設	230t/日	ストーカ式 全連続燃焼式	S61.4	城南衛生管理組合
	クリーン21長谷山	焼却処理施設 (溶融炉併設)	240t/日	ストーカ式 全連続燃焼式	H18.9	
	小動物焼却施設	小動物焼却施設	100kg/2h	台車付 直上再燃焼式	H18.9	
	奥山リユースセンター	破碎処理施設	100t/5h	縦型衝撃せん断 回転式	S61.4	
	エコ・ポート長谷山	リサイクル センター	43t/日	—	H11.2	

## 第6節 最終処分計画

中間処理等を経て、最終的に残った再生利用が困難なごみを、埋立により処分します。

### 1. 最終処分施設

中間処理後の最終処分については、大阪湾臨海環境整備センター（尼崎沖、泉大津沖、神戸沖及び大阪沖）、城南衛生管理組合（グリーンヒル三郷山）、（財）宇治廃棄物処理公社（仙郷山廃棄物埋立処分地）において埋立処分を行います。

各施設とも当面の残容量は確保されていますが、ごみの減量化によりさらなる施設の延命に努めます。

最終処分施設の概要について表4-6-1に示します。

表4-6-1 最終処分施設の概要

施設の名称	施設の区分	規模	埋立方式	稼働年	運営主体
尼崎沖埋立処分場 泉大津沖埋立処分場 神戸沖埋立処分場 大阪沖埋立処分場(建設中)	管理型	7,600万m <sup>3</sup>	海上埋立	S61.4	大阪湾広域臨海 環境整備センター
グリーンヒル三郷山	管理型	200,000m <sup>3</sup>	サンドイッチ 方式	H13.3	城南衛生 管理組合
財団法人 宇治廃棄物処理 公社廃棄物埋立処分地	管理型	1,171,156m <sup>3</sup>	サンドイッチ 方式	S53.6	(財)宇治廃棄物 処理公社